

いじめ防止基本方針

平成 26 年 6 月策定 令和 7 年 6 月改定

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念
2. いじめの定義
3. いじめ防止のための組織
4. 年間計画

第 2 章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方
2. いじめの未然防止のための措置

第 3 章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方
2. いじめの早期発見のための措置

第 4 章 重大事態への対応

1. 重大事態の定義
2. 重大事態の対応

第 5 章 組織対応

1. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
2. 大学、警察、地域等の関係機関との連携
3. 児童への懲戒について

第 6 章 いじめの解消

1. いじめに係る行為が止んでいること
2. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を

支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、学校目標「共に在る」に基づき、子どもと教師が人間愛でつながる日々のくらしの充実を図ってきている。全ての児童の健全な成長のために人権教育に重点を置き、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ☐ 理由もなくいじわるなことをされる。
- ☐ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ 金品をたかられる。
- ☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ☐ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) いじめに対する教員の基本姿勢

日頃の観察及び情報交換、授業の充実により、いじめの未然防止に努める。また、早期発見・早期対応に努め、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。たとはいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第二十二条及び国立大学法人信州大学における教育学部附属学校いじめ防止対策等に関する規程（以下、「大学規程」という。）第8条に基づき、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめに対して教員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- ☐ いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ☐ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ☐ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ☐ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ☐ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ☐ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ☐ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ☐ いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

3. いじめ防止のための組織

- (1) 名称 : 「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員 : 校長、*教頭、特任養護教諭、*学年主任、その他委員長が必要と認めた者
*生徒指導係 (*当該学級担任) * : 小委員会メンバー
- 【委員長】 校長
- 【調査班】 学年主任、担任、副担任、特任養護教諭、
- 【対応班】 学年主任、担任、学年担任、副担任
- (3) 役割 : ①学校いじめ防止基本方針の策定
②いじめの未然防止
③いじめの対応
④教職員の資質向上のための校内研修
⑤年間計画の企画と実施
⑥年間計画進捗のチェック
⑦各取組の有効性の検証
⑧学校いじめ防止基本方針の見直し
⑨緊急対応
- (4) 開催 : 委員会は、迅速な対応を鑑み、構成員のうち3名以上の出席をもって議事を開くことができることとする。なお、委員会の長は委員会終了後、議事を速やかに構成員全員に共有するとともに、必要な対応を指示するものとする。
- (5) いじめの疑いのある事案又は児童からいじめの訴えがあった場合の対応
- ①いじめ防止対策委員会の長 は、速やかに必要な事実確認を行い、その結果を統括長及び 教育学部長を通じて、大学の設置するいじめ対応委員会に報告し、連携して対応を講じる。
- ②事実確認を行った結果、当該事案に重大事態の疑いがある、または重大事態が確認された場合は、後述第4章「重大事態の発生への対応」に基づき必要な調査・対応を行う。

4. 年間計画

平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・児童・保護者に対して「いじめ防止」のための取組を、必要に応じて検討し適宜修正を加えながら以下のように組織的に行う。

学期	月	場	内 容	対象
前期	4月	教員会議 学級懇談会	いじめ防止基本方針、人権教育指導計画の確認 いじめ防止基本方針の説明	教員 保護者 児童 教員・保護者
	5月	教員会議	「子どもとともにつくるカリキュラム」検討 いじめに関する事例検討会・情報共有①	教員
	6月	特別活動・道徳	人権教育授業	児童・教員
	7月	学級活動	教育相談週間	児童・教員
後期	9月	教員会議	「子どもとともにつくるカリキュラム」検討 いじめに関する事例検討会・情報共有②	教員
	11月	特別活動・道徳	人権教育旬間（人権教育授業等）	児童・教員
	12月	個別懇談会	保護者との情報共有	教員・保護者

	1月	アンケート	学校評価アンケート（実態の把握、基本方針の見直し等）	教員・保護者
	2月	教員会議	「子どもとともにつくるカリキュラム」検討 いじめに関する事例検討会・情報共有③	教員
	3月	附属学校園運営委員会	新年度目標の報告、年間のいじめ防止のための取り組みに関する報告	附属学校園 校長・大学 関係者
その他	未定	研修会	いじめ防止・人権教育に関する研修	教員
	随時	道徳 学年会	他人を尊重することを含めた道徳学習 各学級の実態報告	児童 教員
		いじめ防止対策委員会 SC相談	各学年からの実態やいじめに関する報告・検討・対応 スクールカウンセラーからの報告	委員 教員

＊4～12月の内容は、平成29年度から実施する。

＊いじめに関するアンケートを令和7年度より毎月実施する。

＊そのほか、年1回、上記「いじめ防止」のための取り組み内容について、大学の設置するいじめ対応委員会に対して報告を行う。

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事等それぞれの特質に応じ総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は目的意識を持って日々取り組まねばならない。そうすることにより、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめの未然防止のための措置

（1）いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、定期的・不定期的な職員会議、終礼や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、児童に対しても朝の会や帰りの会、学年・学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

（2）いじめに向かわない態度・能力の育成

人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動などの推進、特に、立ち止まり問い合い語り合う日常のくらしの充実により、児童の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

（3）教職員の指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についてい

けない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。また、学年・学級や委員会活動、クラブ活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(4) 教職員の基本的な対応

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 学校は、休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、毎月実施するアンケート調査や定期的・不定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 家庭における保護者のいじめチェック等の開発を進め、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、カウンセラーの利用について広く周知させることにより、児童および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- (4) 教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

第4章 重大事態への対応（長野中に合わせて新設）

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

児童が自殺を企図した場合

身体に重大な傷害を負った場合

金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合 など

- (2) いじめにより本校に在籍する児童の相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(年間 30 日)を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席している場合は、この限りではない。
- (3) 前 2 号の定めにかかわらず、児童又は保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2 重大事態の対応

- (1) 児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、年間 30 日の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、重大事態の発生したものとして迅速に調査を開始する。
- (2) 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- (3) いじめを受けた児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査を開始する。
- (4) 重大事態の発生、またはその発生の疑いを確認した場合は、いじめ防止対策委員会が主導となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (5) いじめ防止対策委員会の長は、重大事態が発生した旨及び確認・調査した内容を、速やかに統括長、教育学部長及び大学に設置するいじめ対応委員会を通じて学長に報告し、学長は文部科学大臣に報告する。
- (6) 校長は、いじめ対応委員会からいじめ調査委員会等の設置について付託を受けた場合、当該重大事態に対応する附属学校調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、いじめ対応委員会に報告する。

1. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



2. 大学、警察、地域等の関係機関との連携

(1) 大学との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに統括長及び教育学部長へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については、大学規程に基づき、いじめ対応委員会等の関係機関と連携して対策を協議し、早期の解決を目指す。

(2) 出席停止・転学等の措置について

他の児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、出席停止等の懲戒処分の措置を検討する。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける事もある。

また、いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた児童に対し転学等について弾力的に対応する。

(3) 警察との連携について

重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第二十三条第六項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めることとする。

- ・学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行うこととする。
- ・インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報することとする。
- ・いじめ防止対策委員会の長は、本項の場合により警察に相談・通報を行った場合は、速やかに統括長及び教育学部長を通じていじめ対応委員会に報告する。

3. 児童への懲戒について

いじめ防止対策推進法第二十五条の規定に基づき、学校に在席する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

いじめ防止対策委員会の長は、本項に基づき懲戒等を行う場合は、速やかに統括長及び教育学部長を通じていじめ対応委員会に報告する。

第6章 いじめの解消

1 いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただしいじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合はこの目安にかかわらず学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は相当の期間が経過するまでは被害・加害児童の様子を含め状況を注視し期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合はあらためて相当の期間を設定して状況を注視する。

2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

学校はいじめが解消に至っていない場合では被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においてはいじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。